

青森県報

第二千二百九十九号

平成十六年
三月十日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	二
保安林の指定予定	林政課	二
右 同	同	三
土地収用法による事業の認定	監理課	三
廃川敷地等の公示	(河川砂防課)	四
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	五
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(文化・スポーツ振興課)	五
右 同	同	五
建設業者の許可の取消し	(青森県土整備事務所)	六
右 同	同	六
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	(東 農 林 地 務 所 産 方)	六
右 同	(中 農 林 水 務 所 産 方)	七

告

示

青森県告示第百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		名称	居宅介護事業所		指定期間
	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類		名称	所在地	
株式会社大与	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	訪問介護	株式会社大与訪問介護事業所	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	平成 一六・三・一	
東京商事株式会社	青森市東造道三丁目五の一	福祉用具貸与	東京商事株式会社	青森市東造道三丁目五の一	一六・一・一	
株式会社二チイ字館	東京都千代田区神田駿河台二の九	"	アイリス十和田	十和田市稲生町四の二三	一六・三・一	
医療法人仙知会	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	"	医療法人仙知会福祉用具貸与事業所	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	一六・一・一	
社団法人慈恵会	青森市大字安田字近野一四の五	訪問看護	じけいかん訪問看護ステーション	青森市大字安田字近野一四の五	一六・三・一	
株式会社草菴	弘前市大字城六丁目二の六	通所介護	草菴デイサービスセンター	弘前市大字城六丁目二の六	一六・一・七	
医療法人白生会	五所川原市旭町二〇の六	"	医療法人白生会デイサービスセンター	五所川原市大字浅井字色吉一六三の一	一六・三・一	

本件事業の起業者である大鰐町においては、既に一般会計により財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する意思と能力を有しており、法第二十条第二項の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件

本件事業を施行する大鰐町は、八百年の歴史がある「温泉」と伝統のある「スキー場」の町として観光関連産業が盛んであるが、温泉施設の老朽化や観光情報を提供する施設が無いこと等から一貫して観光客が減少し、温泉街及び商店街の衰退が進行しているため、東北地域において観光客の動向として高い「温泉施設」及び観光関連情報を提供する「観光物産施設」を整備し、観光関連産業の振興を図るものである。

また、大鰐町における研修及び集会施設である「大鰐町中央公民館」は、研修室の数及び集会室の規模の不足等から、町民の生涯学習及び社会福祉の活動機会並びに葬儀の実施が制限されている状況にあるため、「研修室」及び「多目的ホール」を整備し、これらの状況を解消するものである。

さらに、大鰐町には、情報技術（以下「IT」という。）社会に対応するための基本となるパソコンに容易に触れ、また、学習する機会を提供する施設が無いことから、パソコンに接することのない町民は急激に進展するIT社会から疎外されるため、パソコンを設置しITを啓蒙する「ITルーム」を整備し、町民のIT社会への円滑な対応を図るものである。

加えて、高齢者の増加や核家族化の進行で高齢者の引きこもりや子供たちのいじめ等の社会問題が生じていることから、高齢者と子供たちが交流する場として「ほのぼのルーム」を整備し、高齢者においては、社会参加による生きがいづくりを促し、子供たちにおいては、高齢者の経験や知恵から対人関係のきまりや共同の精神を学ぶ機会を創出するものである。

また、町内の地域間交流を促進し、町民が町づくりに参加する機会を創出することを目的に町が実施している「盆踊り」会場は、県道等を通行止めとして確保していることから、車両の交通を妨げ、歩行者及び車両が錯綜する状況にあるため、本件事業により「イベント広場」を整備し、「盆踊り」及び交通の安全かつ円滑な実施を図るとともに、他のイベントを開催することで、町の宣伝と町内外の地域間交流を促進するものである。

以上のことから、本件事業は、大鰐町における経済的及び社会的効果は大きく、本件事業により得られる利益は存すると認められる。

一方、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響の対象事業とはなっておらず、また、本件施設は、その規模及び構造等から周辺の生活環境及び自然環境に影響を与えるような騒音、振動、悪臭等の発生はないものと考えられる。さらに、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）等による文化財は確認されておらず、加えて、本件事業に係る説明会においても失われる利益に関する意見等がなかったことから、本件事業の施行により失われる利益は小さいものと考えられる。

起業地は、温泉街及び商店街の振興を目的とすることから、当該地域に隣接する場所であること、利用者の交通の利便性から、東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線大鰐温泉駅前であること、車社会に対応するために、県道に面していること、温泉施設を経済的に建設するために、温泉配管及び上下水道が完備されていること、事業に必要な面積を確保できること、の五つの条件により候補地を三箇所選定し、さらに、候補地における社会性及び経済性並びに集客力の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、三候補地中最も適切であると認められる。

以上のとおり、本件事業は、本件事業により得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により得られる経済的及び社会的効果は、できるかぎり早期に発揮される必要があり、また、本件事業に係る起業地の範囲は、温泉施設その他の施設の設置に必要な最小限の範囲であり、さらに、起業地の収用の範囲は、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段は馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のとおり、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

大鰐町役場

青森県告示第百六十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第

十四号) 第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 岩木川水系作沢川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年三月十日

三 廃川敷地等の位置

中津軽郡相馬村大字沢田字園村八四の六八、八四の六九、八四の七〇、八四の七一、八四の七二、八四の七三、八四の七五、八四の七六、八四の七八、八四の八一、一九〇、一九四の四及び一九四の五地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 六、九〇九・六九平方メートル

青森県告示第百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成十六年三月二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業(三・三・十七号館鼻公園)

三 事業施行期間

平成八年十二月十八日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成八年十二月十八日青森県告示第八百二十三号の事業地のうち大字湊町字館鼻地内において事業地を変更する

2 使用の部分

なし

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たすけあい・さわやか青森

三 代表者の氏名

葛原 美恵子

四 主たる事務所の所在地

上北郡百石町字下前田二

五 定款に記載された目的

この法人は、百石町及び周辺市町村の高齢者、障害者及び在日外国人などに対し、福祉サービスに関する事業、また国際協力に関する事業を行い、人々が心豊かに安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成十六年三月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人トゥーリーフ

三 代表者の氏名
氣仙 米子

四 主たる事務所の所在地
むつ市新町一〇の三〇

五 定款に記載された目的

この法人は、子供や高齢者及び障害者、未就職者等すべての方々に対して、パソコンの利便性や楽しさを伝えると共に、パソコンが身近な生活の道具として利用できるよう、再就職活動に役立つように支援し、またパソコンを通して情報交換や交流を深める場を提供し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社秋元組

二 代表者の氏名 秋元 利雄

三 主たる営業所の所在地 青森市大字鶴ヶ坂字田川七一の二五四

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第八八五一号

五 取消年月日 平成十六年三月一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十六年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 和田建設工業

二 氏名 和田 法明

三 主たる営業所の所在地 青森市大字宮田字玉水二七八

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一四九九三号

五 取消年月日 平成十六年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十六年二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十六年三月十日

東地方農林水産事務所長 小野 祐 司

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
下口沢地区基盤整備促進事業	今別町	平成一六・一・三〇

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十六年三月十日

中南地方農林水産事務所長 高畑 幸

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農用施設災害復旧事業	弘前市	平成一五・一〇・三
一六・一〇二	弘	一五・七・三
一六・一〇三	前	一五・七・三
一六・一〇五	市	一五・八・八
一六・一〇八		一五・七・三
一六・一一七		一五・三・一
一六・一一八		一五・九・三〇
一六・一一九		一五・二・二七
一六・一二〇		一五・二・二七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭